

大友時代末期の豊後臼杵

渡 辺 澄 夫

目 次

はじめに

一 臼杵荘と大友氏

二 丹生嶋城の構築

三 臼杵の発展とキリスト教の伝播

四 文禄検地帳に見える臼杵町の構造

五 結 び

はじめに

この小文の多くの部分は、必ずしも新しい研究ではない。中世史上に一大巨歩を残した大友氏及び大友宗麟については、同郷の日本史学徒として、永年何時かは対決しなければならぬという負担を感じながらも、当面の課題に追われて一向果し得ないままに過して来た。この平素の怠惰をふみ切るため、すすめられるままに敢えて筆をとったのがこの小稿である。従って史料の獵渉も十分ではなく、いわば筆者の宗麟——のみならず大友氏——研究の端緒であり覚え書きであるに過ぎない。

大友氏の豊後守護職としての西遷土着、守護から守護大名え、守護大名から戦国大名えと上昇する過程の跡づけは日本史学界においても重要な課題の一つであるが、両豊・両筑・両肥及び日向・伊豫各半分を領した大勢力がどうして宗麟^①の末年に及

んでもろくも瓦解したかは、右と関聯して頗る私の興味をそそる問題であった。こうした問題に対しては、編纂されつつある県史料によって真正面から取り組むべきであるが、そうした余裕もないうちに、宗麟のキリスト教入信という搦手から入ることも一法ではないかと考えた。彼をめぐる近親者の入信、それに対する閨房・重臣・社寺の猛烈な反対、それを押し切った彼の自身の改宗、耳川の敗戦、領国の離反、南軍衆の裏切りと島津軍の侵入等々、天正年間の大友史は一場の悲劇である。その舞台の中心が臼杵である。臼杵を選んだのはこうした関心からであったが、次子親家・田原親虎・宗麟の入信問題だけを取り上げて、老大な紙数と時間を要するので、遺憾ながら所期の中心問題は割愛せざるを得なかった。本稿を無内容にした所以であるが、筆者の不手際を恥ぢるのみである。

従って小論の中心は、終りの文禄二年の検地帳（臼杵惣町屋敷）の分析だけとなった。本書は筆者が最近入手した文禄検地帳七冊・慶長検地帳六十九冊（何れも臼杵藩領内）中の一冊である。文禄・慶長の古検地帳で、これだけまとまった冊数の県下に存在するのを聞かない。本検地帳を紹介し、併せて大友末期の臼杵町の構造を分析しようとするのが、本稿の目的の一半である。

註 ① 大友義鎮が宗麟と号するのは、永禄五年五月一日以後であるが、文章の関係で両者の厳密な使い分けをしなかった所のあることを断って置く。

一 臼杵荘と大友氏

深田石仏で知られた臼杵は、古代末期以来栄えた地方文化の一中心地であったようである。律令制では海部郡丹生郷に属し中世にはこの地方は臼杵荘となった。弘安八年（二二八五）の凶田帳では、

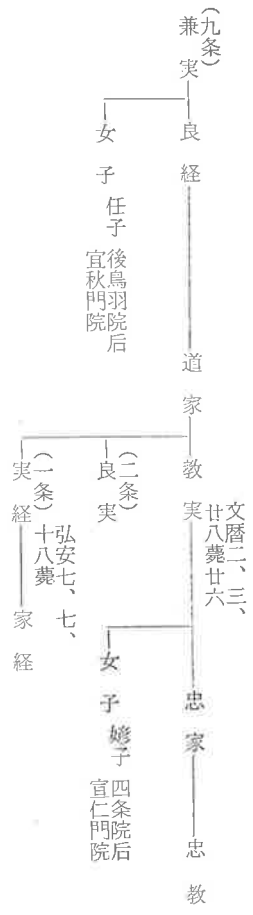
臼杵荘二百町 領家一条前殿下跡、地頭職

駿河前司入道殿

と記されている。領家一条前殿下というのは、九条道家（光明峯寺殿（峯殿））の子実経のことである。彼は一条流の祖で弘安七年（二二八四）七月十八日六十二才で薨じた。^① 凶田帳に「跡」とあるのは実経死後の跡職のことで、恐らく当時は子家経が伝領していたであろう。建長二年（二二五〇）十一月日の九条道家惣廻分状によれば、多くの家領が子女に廻分されているが、そのうち九条禅尼に譲られた家領九荘中に「豊後国臼杵戸次庄」が見える。のち臼杵荘・戸次荘は別荘とされるが、当時は地理的接近の理由によつて一荘とされていたものであろうか。戸次荘には大友一族戸次氏が地頭職として居り、のち同氏から分れた臼杵氏が臼杵荘を領有する事実から見れば、古くは戸次氏が両荘の地頭職を兼帯し、そのため両者が併称されたものか、ないしは領家の領有關係からではないかと考えられる。以上のうち臼杵・戸次荘を含む七箇荘については、

一 已上和田庄以下六箇所、宜秋門院御領譲三于余一其内也、件所二余万歳以後可三譲与二之由、有三御遺誠一、当時又宛三後家要雜事一、仍所三譲与二也、一期之後、可レ被レ譲三進宣仁門院一、依レ有三猶子之義二也、更不レ可レ分三給他人一、其後又可レ被レ譲三右府子息一、次第相承莫レ令三違越一、

と記されている。これによれば、右七荘はもと後鳥羽院后宜秋門院（九条兼実女任子）から兄良経の子道家に譲与されたものである。道家が譲り受けた際、門院の遺誠として譲与する（九条禅尼か）よう定められ、また道家廻分の時後家（禅尼か）^③の家要雜事に充ててもいたのであるから、今九条禅尼に譲与する。ただし禅尼一期ののちは、猶子の義によつて宣仁門院（教実女嬪子）^④に譲り、それ以後は右府子息に相伝せよというのである。猶子というのは嬪子が道家の猶子であったというのかと思われるが、平戸記・百練抄等によれば、教実弟良実の猶子として入内している。^④ 父教実の早世によつて、叔父良実の猶子として女御になったものであろう。何れにしても宣仁門院の後には、右府子息に譲るよう定められ、やはり一期分である。ここで右府というのは建長二年（二二五〇）当時の右大臣である以上、道家の孫忠家であろう。^⑤ 子教実に宛てられなかったのは、彼はすでに文暦二年（二二三五）三月廿八日廿六才で薨去していた為であらう。以上の道家の廻分状からは、忠家の子忠教へと相伝さるべきであるが、上述のように弘安八年には一条流に相伝されていたのである。



地頭職駿河前司入道とは、弘安八年（二二八五）当時の連署北条陸奥守業時であろう。彼は弘安の初年は越後守で評定衆であり、弘安三年（二二八〇）十一月駿河守に任ぜられ、同四年十月には一番引付頭となり、六年四月十六日連署に進み、翌七年八月陸奥守に任じ、十年六月十八日まで引き続き連署の地位にいた人である。⑥ 彼が当荘地頭職を帯した経緯も時日も明かない。

当荘には平安末期以来臼杵を称する土豪が居住していたようである。文治元年（一一八五）源軍に志をよせ、範頼軍の博多攻めに豊後渡海を援け、弟緒方三郎惟栄と共に八十二隻の兵船を献じた臼杵次郎惟隆は当荘の住人であろう。⑦ 彼等は豊後大神氏の一族で、前年宇佐八幡の宝殿を破却し、神宝を奪取した廉で配流の官符を下されたが、文治元年十月四日非常の赦にあり罪をゆるされた。⑧ 恐らく平家の滅亡と、彼等が源氏に忠勤をぬきんできたこと等のためであろう。これによって臼杵氏は当荘の地頭職を安堵されたか、少くとも小地頭職を確保したであろう。前記北条業時の地頭職も、この臼杵氏の跡をついだものであろうか。しかし同氏は、なお小地頭職ないし荘官職として存続したものと思われる。

同じく臼杵を称するものに、既述の大友臼杵氏がある。諸本に異同があり、何れを真とも決し難いが、別本大友系図によれば、

⑨

能直——親秀——頼泰



の如く三代頼泰の弟重秀（戸次氏）四代の孫時直を祖とするという。兄頼時の年代からすれば、南北朝期の人である。同氏が白杵荘に土着した場合、その所帯が総地頭職であったか、又一部の名の小地頭職であったか、而して前記の大神系白杵氏との関係がどうであったかも知る所がない。白杵時直の墓と称するものが江無田の田篠台にあり、その側に義鑑老臣白杵鑑速（天正二年二月八日卒）の墓、やや離れて白杵長景（大永七年十二月三日卒）の墓がある。白杵氏の居館や白杵荘の荘家の所在を推定する史料とならう。天正十八年（一五九〇）頃白杵荘に白杵四郎左衛門尉鎮理なるものがいて、同荘津久見の薬師寺氏に津久見村内の知行を宛行っている。恐らく前記鑑速の後であろう。薬師寺氏は津久見の海賊衆である。大友氏が白杵荘政所に兵船の用意を命じている所から見れば、白杵もやはり大友氏麾下海軍の根拠地であったと思われる。

さて弘安頃の北条業時の地頭職がその後どのように伝領されたか不明であるが、若し鎌倉末期まで維持されたにしても、幕府滅亡の時没官された事は疑いあるまい。その跡職は、或は前記白杵氏に充行われたかも知れない。貞治三年（一三六四）二月日の大友氏時所領注進状では、「同国佐賀関（佐賀後）付白杵佐伯（佐賀後）両庄内関宮」とあり、白杵・佐伯両荘間の関宮が佐賀関と共に氏時の所領となっている。関宮は佐賀関に鎮座する早吸日女神社であり、両荘内関宮というのは、その末社のことであろうか。とすれば大友氏の支配権は両荘内の海岸の一部分に限られた事になる。ついで永徳三年（一三八三）の大友親世所領注進状では、白杵荘は明らかにその中に記されている。恐らく元来は地頭職であったものと思われるが、當時すでにそうした区別が記されていない所を見れば、領家職も併せ、次第に一円所領化しつつあったのではあるまいか。

臼杵門前の海蔵寺は、元弘二年（一二三二）大友氏泰が聖一國師第四世の要翁を開基として建立したものであるという。¹⁵ 降つて明応二年（一四九三）大友親繁の逝去に當つて、子政親はこれを臼杵莊戸室に葬り、傍らに一禪寺を営み、東震正宮禪師を請じて開山とし、心源寺と名づけた。¹⁶ また政親も臼杵に居り、同五年（一四九六）臼杵から舟で赤間関に行き、長州舟木地蔵院において大内義興のために自刃せしめられたが、その遺骸は海蔵寺に葬られた。南北朝期から大友氏と臼杵莊との關係が次第に密接となった事がわかる。ただし当時の臼杵というのは、今の市街地ではなく、郊外である江無田・戸室・門前附近の台地であつたようである。臼杵莊の莊家の所在地は不明であるが、その地形上・交通上から見てこれらと余り隔つた所とは考えられず、¹⁸ それらを中心として徐々に發展しつつあつたものと思われる。

しかし臼杵は自然の良港であるが故に、莊園内商工業の發達につれて、海陸物資の交換の好適地として、本来の海岸部漁村にも次第に商工業者の家が聚るに至つたであろう。天文・弘治・永祿頃明船が東九州沿岸に來航し、臼杵・沖の浜（府内外港）等に入港したこと、それに伴つてまたポルトガル船が入港するに至つたこと等、¹⁹ そうした前提があつたことでなければならぬ。

註

① 尊卑分脈（国史大系五十八）。

② 史料編纂所影写本。

③ この後家は九条禪尼と思われるが、いまその実名を比定し得ない。

④ 平戸記（史料大成二十四）仁治三年十二月十八日条に、

今日、故四条院女御被_レ下_二准后宣旨_一云々、殿下御獅子之儀云々、仍令_二申請_一給也、
とあり、百練抄（国史大系十一）仁治二年十二月十三日条にも、

今夜、女御入内也故撰政御女、母儀入道相国女、
宣仁左府為_二三獅子_一、行年十四、同三相府已下扈從、

と見え、左府（良夷）の猶子であることは間違いない。

大分市史国府時代篇において、大分郡戸次荘については、猶子を宜秋門院のそれかとしたのは誤りであろう。こゝに訂正して置く。

- ⑤ 公卿補任建長二年条。
- ⑥ 関東評定伝（群書類従補任部）。
- ⑦ 吾妻鏡文治元年正月十二日条。
- ⑧ 同 十月十六日条。
- ⑨ 統群書類従系図部。
- ⑩ 増村隆也氏著新編白杵史・豊後国志。
- ⑪ 薬師寺文書（大分県史料十二）天正十八年十月三日薬師寺与市知行坪付・同日薬師寺孫次郎知行坪付・同十月二日薬師寺兵庫助知行坪付。
- ⑫ 同上六月一日山下長就・田北親員連署奉書。
- ⑬ 大友文書（福岡県史資料三、統編年大友史料一・二）。
- ⑭ 同 右。
- ⑮ 編年大友史料二、一三一頁。
- ⑯ 豊後国志一二九頁。
- ⑰ 永弘文書二、一三〇八大友政親滅亡等次第。
- ⑱ 豊後国志には白杵館について、「未詳其処」、或曰丹生郷末広地方也」と記している。
- ⑲ 岡本良知氏戦国時代の豊後府内港（大分県地方史一〇号）。

二 丹生嶋城の構築

白杵の発展に一新時期を劃したのが、義鎮の丹生嶋築城である。これによって白杵は府内と並んで大友氏の政治の中心地と

なり、又キリスト教の伝わるに及んでその伝導の中心地となり、「豊後のローマ」^①と称せられるに至ったからである。

丹生島は臼杵荘臼杵湾岸の一小島で、四面断崖に囲まれた自然の城である。これが丹生島と称せられたのは、もとの地が丹生郷に属していたからであろう。宗麟がこの地に築城した理由については、必ずしも明かでないが、恐らく第一には右のような天嶮であり、風光明媚の景勝の地である上に、海上交通の要地であること、従って第二には対明・南蛮両貿易に至便の地であること、第三には弘治・永祿初年にかけて、毛利氏と北九州の地を争い、屢々門司城を攻めて敗れる等^②のことがあり、隠棲の地として最も安全な地であること、第四には、右と関聯して日向には彼の姻族伊東氏が居り、これとの連繫が可能であること等が考えられたのではあるまいか。のち宗麟がルイス・フロイスによつて洗礼を受け、日向土持氏の征伐に出かける時には、彼は同国にキリスト教信者のみの国家を建設しようとする考えがあったようである。日本西教史にはその事を、

(宗麟)
 国主は其餘生を安穩に過さんと欲し、日向に於て一地を選び此に市街を開き、ただ基督信者のみを居住せしめ、而して日本の法律によらずして他の法律を以て之を主宰すべきことを決定し、加之一箇の基督寺院と聖教十二会友のために一家を建立せんことを企てたり。

と述べている。^④これはいわば、彼の想念したキリスト教的理想国家ともいうべきものである。彼の入道隠棲が老臣の諫言に原因するらしいことからすれば(後述)、当時この事を胸にえがいていたとは考えられぬにしても、当時すでに熱心なキリスト教庇護者であった。彼をとり巻く旧勢力の居ない臼杵は、彼の自由な生活を確保するに最も良い隠棲地であったのであろう。

所で宗麟の丹生島築城の年次については、古来幾多の異説があり諸家の論議の対象とされている。^⑤即ち列挙すれば、永祿七年説・永祿六年説・永祿五年説等である。例えば両豊記には、

義鎮一卜年臼杵丹生嶋に逍遙し給いてより、此地の風景に心を寄せられ、永祿七年に繩張して、城郭の経営ありけるが、今年永祿九年の春、城郭結構成就せり。

として、永祿七年着手、同九年完成とする。最も時代を下げるものである。著者は中津藩の学者中島魯直、明和六年(一七六

九)の著である。大友興廃記・大友記等と記事の重複する点、諸多の編纂物によつたものと思われ、史料的に信じ難いものがある。次に大友文書録によれば、^⑦

(永祿六年)

是年宗麟相三攸於海部郡臼杵丹生嶋^一、新築^レ城自^二上原館^一移徙焉、初当家世々構^二館於府内^一居之、築^二城於高崎山^一、為^二不慮之守^一、至^二義鎮治^レ國、遷^三館於上原^一而今及^レ此矣、使^三嫡男長寿丸居^二上原館^一明年甲子之事^二或曰、是行為^二、

と見え、一説として甲子(永祿七年)の説を掲げながら、永祿六年(一五六三)説をとつている。大友松野系図も、文祿五年

(一五六二)五月朔日剃髮入道して宗麟と号し、六年正月丹生嶋築城着工、六月成就移居と記している。ここで問題となるの

は、義鎮入道と丹生嶋城移居との関係についてである。松野系図では入道は永祿五年、丹生嶋移居を翌六年とし、文書録も同様であるが、これは五年九月以降は宗麟と書いているが、入道の時期については「未^レ知^レ在^二何月^一」と記し、莫然と「是年、^(永祿五年)義鎮剃髮称^二瑞峰宗麟^一」と述べている。所が大友記には、^⑧

此所探題御座所にあらざれば、臼杵丹生島にうつし奉る。其後義鎮公御ぐしをおろさせ給ひ、宗麟公と御名をかへられ候、とあって、臼杵移居後とし全く前者と逆である。しかも移居の年月を記さない。諸書の齟齬すること以上の如くで、宗麟伝の信じ得るものは、諸編纂書中には殆んど無いと云つて良い程である。大友文書は大友家の編纂にかかるが、その時期は遙かに後代の江戸時代のことであり、松野系図も大友(田原)親盛(宗麟第三子)の後であるが、やはり江戸時代のものらしく、他にも所々に誤謬があり、何れも直ちには信を置き難い所が多い。

以上に対し史料綜覧では、永祿五年五月一日丹生嶋城移転、同日入道とする。大友志賀系図や五条文書及び大友記・立花記・大友興廃記・豊後国志等によつたものであるが、^⑩当時の直接史料である文書によつた点、最も信ずべきものである。義鎮の入道隠棲は、諸書多くは彼の嬌逸不行跡に対する老臣の諫言により、これを心苦しく思い、府内に在住しては「六ヶ敷き事に思召し心安からざれば」、府内を義統に譲り、自らは丹生嶋に移つたのであつた^⑪。なお身体的故障も一原因であつたようであるが、彼の入道隠棲がそうした事に原因があるとすれば、臼杵移居と入道が同時であることは自然である。前掲諸書が両者

を分離して前後逆の關係となつて矛盾したが、ここにおいてはじめて統一されたことになる。

しかしこの説にも、なお問題がない訳ではない。ヤソ会士の通信によれば、宗麟はすでにこれより前に臼杵にいた確証がある。今ヤソ会士日本通信について、弘治三年（一五五七）のバードレ・ガスバル・ピレラの報告によれば、^⑩

我等到着の数日前、国王は謀叛の大身数人を殺さしめ、己は安全に之が対策をなすため城の如き島^{○丹}に逃れたり。^{（上下略）}

と見え、また、

（弘治三年二月）
四旬節となりて、我等は殺され、又住院は焼かるべしとの噂頻なりき。国王は五レグワを隔てたる一城^{○丹生}にあり。^{（上下略）}

と記されている。前者のピレラ豊後到着は弘治二年（一五六六）のことであり、後者はその翌年のことである。右の「城の如き島」といい、「五レグワを隔てたる一城」というのが、丹生島であることは、その地形からして、その府内からの距離から見て、村上博士の比定に疑う余地はない。なおその他ピントの旅記にも、弘治二年（一五六六）彼が臼杵に来て義鎮に調したことが詳述されており、鄭舜功の日本一鑑にも永祿初年に義鎮が臼杵にいたことが見える。義鎮が弘治二・三年頃から丹生島に一城を有し、しばしばここに遁避したことは動かし得ない事実である。

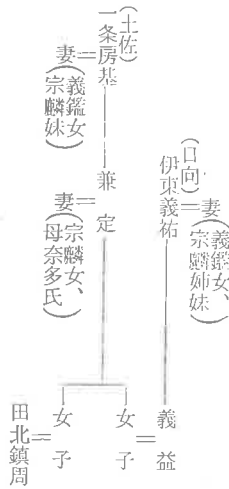
では前の永祿五年築城移居説との關係は、どう解釈すべきものであろうか。ピレラの報告では、「一城」とあるが、他には「城の如き島」とある故、本格的な城郭の構築はなされていなかったと見るべきであろう。それが翌年には「城」と記されている故、ある程度の造作が行われたかとも考えられるが、果して彼がそれほどの厳密さをもって書き別けたかも疑わしい。しかも当時の義鎮の臼杵在住も、麾下將士叛乱鎮定後の一時的逃避や保養のためであつたらしく、やはり本拠は府内にあつたようである。丹生島が「城の如き島」の字の如く、四面海に囲まれた自然の城である以上、本格的な城郭の構えがなくとも、その城郭としての安全性は充分に備えていたことは疑いない。とすれば、そうした天險を主とした別業的なこの島を逃避所としていたものが、彼の入道隠棲の決意とともに、永祿五年に至つて本格的な城郭構築が施されたものと解すべきであらう。

臼杵は宗麟の築城移居を契機として次第に發展することは前述の通りであるが、丹生島はやはり後まで島であつた。大友興

廢記には建設当時のことを、「大手の口は岩壁をつら折に切通し、段々の階を切付、陸地より伝への橋、たゞ一筋なり」と記している。天正十四年（一五八六）島津勢が豊後に侵入した際、同城に籠城した宗麟軍を包圍攻撃したが、ヤソ会士はこれを「臼杵の対岸の海城」と記し、薩軍は「接近す可き船なくして、終に軍を收めて府内に向つた」と述べている。中世的天險主義の思想を脱し得なかつたものであることが判る。陸地との間が埋め立てられて陸続きとなつたのは、文祿二年（一五五九）福原氏入部の時はもちろん、慶長五年（一六〇〇）稻葉氏入部後でもなく、遙かに降つて明治三十八年（一九〇五）のことであつた。

註

- ① 国史辞典臼杵の条。
- ② 大友史料・史料綜覧・大分県史料。
- ③ 大友史料一、永祿三年・天正五年正月条、耶蘇会士日本通信豊後篇下二八〇頁、大友系図・入江文書田原系図等によれば、次の如くなる。



- ④ 日本西教史上四九六―七頁。
- ⑤ 久多羅木儀一郎氏もこの問題を論じ（昭和卅二年大分県地方史研究大会）、田北学氏も続大友史料中にふれている。
- ⑥ 大分県郷土史料集成戦記篇所收。
- ⑦ 大友史料一。

- ⑧ 大分郡東植田村常楽寺蔵。
 ⑨ 前掲大分県郷土史料集成所収。
 ⑩ 大友記を引用するが、同書には年代を記していない。大友興廢記は永祿六年説である。
 ⑪ 豊筑乱記・大友記（郷土史料集成戦記篇所収）。
 ⑫ 大友記。
 ⑬ 豊後篇上一八七・一九七頁。
 ⑭ 日本西教史上六四九頁。

三 白杵の発展とキリスト教の伝播

これより先、白杵には大友氏によって海蔵寺や心源寺の建てられたことはすでに述べたが、宗麟も移居後寿林寺を建てた。彼の戒師は大徳寺百六代住持怡雲宗悦で、永祿六年（二五六三）から七年にかけて、白杵諏訪に一禪刹を営み、寿林寺と名づけ怡雲を開基とした。^①文書録にはこれを宗麟寺とし、「宗麟寺者寿林寺之事蹟」と推定し、惟雲を開基とする。怡雲を惟雲とするのは普通であるが誤りであり、西治録に雪悦和尚とするのは、或いは怡雲宗悦の怡・宗の二字を脱落し雲を雪と誤ったものであろうか。後述の如く、当時宗麟はヤソ教にも好意を示したが、禪には特に熱心で、寿林寺の建立に当っては、自ら土塊を運び功を成したという。^③右について元亀二年（二五七二）のパードレ・シヨアン・パウチスタの府内からの通信によれば、^④

王は現世の幸福及び満足を求むるが故に教を求めず、又都より一人の坊主を当豊後に迎えたるが、彼は日本の諸宗派の中最も悪魔的なる禪宗と称する教を説く者にして、エピキュルスの派と同じく、現世の後には何物も存せずと主張せり。此宗派は偶像を崇拜する者の中最も説破するに困難なるが、王は此坊主を非常に尊崇するが故に大身等も亦其意に副はんとして此宗派に帰依せり。王は彼が他の坊主等と共に居住する為め、今大なる寺院を建てつゝあり。

と記している。都より迎えた坊主というのが怡雲宗悦であることは疑いもなく、建設中の大寺院というのは、寿林寺のことで

あろう。寿林寺の創始は、文書録では永祿六年（一五六三）頃とするが、右には元龜二年（一五七一）に尚建築中とあり、その間に八年の隔りがある。前者の不確定さによるかと思われるが、後述の如く、宗麟は次子親家を同寺に入寺させようとする下心があったのであり、或は後者はそのための増築であるかも知れず、また大規模な建築もそうした事を豫想してのことであつたかも知れない。ルイス・フロイスはこのことを、

（禪宗）

当豊後の王は此宗派の知識と庇護に依り名を知られんことを望み、都に在りて紫○紫野大徳寺と称する禪宗の主なる僧院に立派なる建築○瑞をなし、之を維持する為め大なる収入を寄進し、又当臼杵に於ても城前に甚だ壯麗なる僧院○大休山を建つる為

め多額の金銭を費し、同院に住する為め都より有名なる学者達○紫野大徳寺 怡雲禪師を招きたり。此僧院に寄附したる収入は豊後に於ては最良なるものの一にして、建築を大に喜び悉く己の手にてせんことを欲し、日々多くは同所にて過したり。而して第二

子十二三才なるもの○親家を同院に据え、成年に達するに及び長老となさんと計画せり。

と報告している。寿林寺に莫大な寺領が寄進されたことは当然であるが、今日その具体的内容を知り得ないのは遺憾である。宗麟が同寺の建立を「悉く己の手にてせんことを欲」したとあるのは、前記の文書録と一致する。フロイスの書翰は天正六年（一五七八）のものであるが、宗麟はこの頃まで日々多くはここで過したというし、その參禪の熱意は、「毎日千七百箇条の一に付きて默想し、考え得たる所を自ら行き長老に報告するか、又は之を認め所定の小箱に納めて差出す習慣」⑦であつたといふ事からも察せられる。丹生島城構築後の臼杵の發展は、先づ禪宗寺院の建設からはじまつたと云える。

以上の結果、家臣住宅の建設はもちろん、一般市民の來住するものも漸次増加したのであろう。天文以來來航しつつあつた明船も次第に数を増したものの如く、鄭舜功の日本一鑑にも、夷海右道に佐伯・四浦・佐賀國・府内等と並んで臼杵が記され、章潢の圖書編にも右諸港とともに烏四基（臼杵）が見える。⑧ 天正三年（一五七五）臼杵に來た明船は、宗麟に謁して虎四匹・大象一匹・孔雀・オーム等の珍らしい動物や錦繡等を献じたといふ。⑨ 來航した明人の中にはそのまま定住して商売を営むものもあつたらしく、臼杵・府内ともに唐人町がある。やや時代は下るが、文祿二年（一五七五）の文書によれば、臼杵唐人町には

帶漢・徳鳳・元明・三官・平湖・二高以下の唐人が居住していたことが知られる。彼等の多くは、豊臣秀吉の大仏造立の漆喰工事を勤仕し、国役及び屋敷年貢免除の朱印状を与えられている。^⑩なかんずく元明の子孫は今日もなお現存し(南海郡郡昭和村に移居)、関係文書を伝えており、そうした明人の子孫であることを誇りとしている。元明と林準(檢地帳に)なる明人は、天正三年の明船で来航したもので、宗麟は彼等を客分として優遇し、海外事情を聴取したという。^⑪(詳細は次章参照)大橋寺の宝岸寺過去帳には、天正十三年(一五八五)十二月八日大唐四郎母、同十四年四月廿八日大明林徳才、同十五年三月廿七日唐人町願民子(願民唐人、大間より居住勸状を)等が見える。^⑫なお唐人ばかりではなく、高麗人も多数定住するものがあつたという。^⑬

以上の如くであつたから、府内や堺等の商人も集まり唐物購入を競つたらしい。府内の豪商中屋氏の支店があつたらしいこと、堺の糸物商中村次郎兵衛なるものが臼杵浪町に來り住んだため、糸屋町の名が起つたということ等については次章に詳述する。天正四年(一五六二)宗麟は南蛮渡來の石火矢を、肥後國から修羅をもつて丹生島に引き着け、國崩しと名づけたといふ。^⑭

しかし何と云つても、臼杵の歴史に一つの劃期を与えたものは、ヤソ会宣教師の到來とキリスト教の布教であろう。宗麟は天文二十年(一五五一)フランシスコ・ザビエルが府内を訪れた時、彼の説教と仏僧の宗論をきき、これに感じて宣教師に好意を示し布教をゆるした。永祿六年七月(一五六三、七)豊後に着いたイルマン・ルイス・ダルメイダは、翌日バードレ・パウチスタと共に臼杵に來て宗麟に謁し、歓待を受けた。彼等はこれまで宣教師を庇護した大身數人を訪問した。彼等の府内歸任後、宗麟は府内に歸り住院を訪れ、家臣に對する布教の許可を与えた。^⑮ダルメイダはその後しばしば臼杵に宗麟を訪れ、永祿八年(一五六五)にはイルマン・ルイス・フロイスも來訪した。当時府内には宣教師の住院や會堂があり、朽網でさえ個人の立てた立派な會堂があつたが、宗麟移居後豊後のキリシタン大多數が移り住んだというにもかかわらず、臼杵にはそうしたものは全くなかつた。ダルメイダはそれらキリシタンの要請によつて、會堂建設の地所を請ひ許された。即ち、

王は城に近く海に沿ひたる市内最好の地所を与え、埋立の必要ありしが故に、王竝に此地の重立ちたる執政にして我等の友

なる武士之を引受け、工事は今進行中なり。右の外に家を建つるに必要な人夫を与えたり。

とあり、その他宗麟は自分の工事のための木材も分与したとある。¹⁷⁾ 恐らく寿林寺ないし丹生島新築の資材と思われ、その地所も地形から見て唐人町ないし祇園洲附近ではあるまいか。

永禄九年(一五六八) パードレ・ガスバル・ピレラの府内到着後、イルマン・ギリエルメが臼杵に派遣され、入信者が増加した。¹⁹⁾ 翌十年には住院の建設が行われ、宗麟は二子(義統・親家)及び従者八人と共にこれを訪れた。また宗麟の女三人も侍女及び老臣の夫人達と共に、府内からはるばる来会した。当時臼杵会堂にはまだ宣教師の常駐がなく、祭礼の時府内から出張して会堂を開き説教をする状態であったが、この頃から身分ある者の帰依者が増加したので、パードレ・ベルシヨール・デ・フイグレイドが駐在することとなった。²⁰⁾ 以上の結果永禄十二年(一五六九)には、豊後キリシタンの中心地府内に対して臼杵でも別に五月廿九日の聖霊降臨祭が行われるようになり、翌元龜元年にはイルマン・ルイス・ダルメイダが口の津から豊後に来て臼杵に約十日間滞在し、日本人イルマン一人をここに留めて府内に去った。²¹⁾

このようにして、これまで府内会堂の出張所に過ぎなかった臼杵は、次第に独立の会堂となり、「豊後のローマ」²²⁾ に上昇していくのである。その結果受洗者も増加し、天正三年(一五七五)には宗麟次子親家(ドン・セバスチャン)が洗礼を受けた。従来の受洗者は貧困者か病人で一般に信者は賤しめられたが、宗麟次子の入信によって事態は一変し、従来の信者は尊敬され平民のみならず、武士の入信者が急激に増加した。その代表者が、老臣田原親賢の猶子親虎(ドン・シマン)の入信である。²⁴⁾ 親虎は親賢が京都の有力な公家の子を養子として迎えたたとあるが、大友興隆記には柳原氏の公達として²⁶⁾ いる。柳原氏は藤原内

麿流の日野氏の分れて、彼の父は天文十七年(一五四八)生、慶長二年(一五九七)八月十一日薨の正二位前権大納言淳光である。²⁷⁾ 親虎は天資聡明、公家としてのあらゆる教養を身につけた美少年であったので、親賢及び宗麟夫妻から愛され、宗麟の女を嫁す筈であった。親家及び親虎の入信は宗麟夫人(奈多鑑基女、綽名はセザベル)の激怒をかい、特に親賢(宗麟夫人と兄弟)は親虎の關係から宗麟夫人に同調し、禁錮・威嚇・懐柔あらゆる手段を以て彼の入信を妨害し、天正三年から同六年頃までの臼杵は、宗麟の閨房

・重臣の反対によって一種滄惨な空氣に包まれ、宣教師等はしばしば殉教を覚悟せねばならぬほどの緊迫感がただよった。表面に立てば重臣及び国内の動亂の起ることが豫想され、しかし裏面においては宣教師や親虎を庇護し激励する宗麟の苦衷は察するに余りあるが、彼の態度は微動だにしなかった。親賢及びゼザベルが親虎の所領を奪って義絶追放したのに激怒し、ゼザベルを離婚し、子親家の妻の母を正室として迎え、天正六年七月二十五日（一五七八、八、二八）宗麟はカブラルによって洗礼を受け、ゼザベルの名にちなんでドン・フランシスコと命名された。新夫入及び親家妻も同時に受洗し、ジユリヤ及びキンタの教命を受けた。宗麟がゼザベルから教えを聞いてから二十七年目である。²⁹

宗麟が宣教師を庇護し教えに心をひかれ乍ら入信の後れたのは、宣教師の報告にもある通り、第一には重臣の反対、第二は夫人（ゼザベル）の反対（若し宗麟が入信すれば夫人を離婚しなければならず、多くの子女をもうけた後としては困難であつた）、³⁰第三には社寺の反対等によって国内の動亂の起るのを警戒したこと、第四には当時の家族制度における一夫多妻制、とくに彼の好色が戒律にもとり、彼がこの戒律を守るだけの決意が出来なかつたこと、第五には悪人を殺すことと殺生禁断の戒律との政治と宗教の矛盾、第六当時の慣例により禪宗により救済を得ようと以前から努力していたこと、これらの問題を解決し得なかつたことにあるようである。³¹しかし彼も老境に入り、いよいよ家督を義統に譲る段階に達したので、そうした問題を解消され得る確信を得たものであろう。³²禪については、多年坐禪を行ったが、その秘密に入れば入るほど、秘義の淺薄なることを知り、心の平和は乱れ理解力は混乱したと告白している。³³カブラルが洗礼に当って新夫人を離婚してはならないと告げたのに対し、宗麟は「向後決して此事を為さず」と誓った。³⁴家督も同年義統に譲っている。³⁵

宗麟の入信によって、白杵はいよいよ「豊後のローマ」となった。天正六年（一五七八）には、白杵にパードレ二人・イルマン六人計八人が駐在する盛況を呈した（当時日本全体でパードレ二十一人・イルマン三十人、計五十一人、うち日本人イルマン七人）。二人のパードレのうちの一人は、日本の副地方区長であるフランシスコ・カブラルで、彼は日本地方区の最も重要な場所として当地に在り、パードレの居ない駐在所を巡視する任務を帯びていた。³⁶同年郊外（半レグワの所）にコレシヨの

敷地が与えられた。³⁷⁾ その場所は、宣教師達にはやや遠過ぎるし、平民の苦勞とならぬため城にもっと近く、しかも船でなくとも行ける所がよいとの意向があったが、義統は「城からコレジョまで大なる目鏡橋を架け、当国の名譽となるべき立派なものにしよう」と云っている。また宣教師(プロ)も「近くにある御浜(Yohama)の泉の水は甚だ善いので、汲みにやるのは容易だ」と答え、宗麟が熱心に建てた倍院も近くデウスのものになるであろう、と述べている所を見れば、³⁸⁾ 諏訪の寿林寺に程遠くない海岸であった事が判る。とすれば、右に「御浜」と訳されているのは、現在の臼杵市海部区(もと海)大浜のことであろう。恐らく大浜部落の南海岸附近であったものと思われるが、その建築は成されなかったものようである。コレジョについて、丹生島城内に礼拝堂が建てられた。³⁹⁾ 天正六年(一五七八)四月より宗麟は日向土持(親)討伐のため出征中で、コレジョ・礼拝堂ともに義統の指図によるものである。当時義統も夫人とともにキリシタン入信に傾き、宣教師に対し盛んに好意を示し援助を与えている。戒律を守るべき宗麟が土持征伐に出かけたのは、この問題が彼の隠退間際に起ったからである。⁴⁰⁾ これまでが大友宗麟の全盛時代で、同年十一月の日向耳川の大敗北によって幾多の重臣と兵士を失い、あれほど期待した田原親虎をも失った。これ以後臼杵を中心とする豊後国は沈痛な空気に包まれ、義統の動搖、老臣・閹房・社寺の非難とキリスト教弾圧がはじまるのである。

しかし宗麟の信仰は不動で、天正六年(一五七八)世を義統に譲ってからは専ら信仰生活に生き、宣教師は身をすてて布教に従事したため、その後も洗礼を受けるものは絶えなかった。天正八年(一五八〇)には日向の伊東義益の夫人が長子義賢を連れて臼杵に來り、兩人ともに洗礼を受け、義賢はドン・バルテルミーと名づけられた。義賢の弟祐勝の受洗は遙かに前で、ドン・ゼロームと呼び、当時安土山の学校に入学していたとある。⁴¹⁾

同年巡察師アレキサンドル・ワリニヤニが有馬から府内に來り、府内及び臼杵の宣教師と協議の上、府内にコレジョ(学林)・臼杵にノビシヤト(修練所)を設けることを定め、九月臼杵で宗麟に謁し希望を述べて許された。その上府内ではその地所を、臼杵では地所と費用を与えた。⁴²⁾ 臼杵のノビシヤトは十一月八日(十二月二十四日)に開所し、日本人六人・ポル

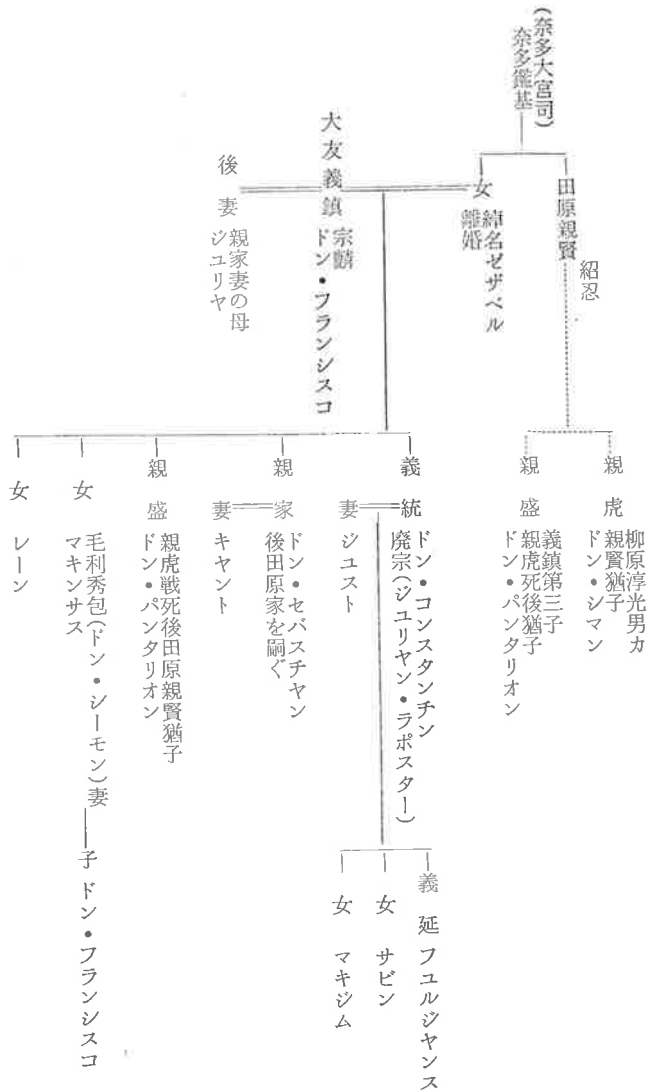
トガル人六人、計十二人が入学を許可された。天正十一年（二五八三）頃には二十人に増加していたという。こうした緊閉気の中に、天正十年（二五八二）の少年使節の派遣が行われたのである。^{④⑤}

しかし天正十四年（二五八六）十二月の島津軍丹生島攻撃は、臼杵の発展に致命的打撃を与えた。この時宗麟は宣教師及び近隣のキリスト教信者を城中に入れて籠城したが、薩軍は乱暴掠奪して人民を殺害し、市街の四面に火を放ち、教堂・僧院・宮殿等を悉く焼却した。^{④⑥}幸にして丹生島城は落城しなかったが、翌天正十五年五月二十三日（西教史一五八七、六、六）に宗麟は津久見で逝去した。^{④⑦}しかも宗麟の死後四十二日後、秀吉はキリスト教に対する保護の態度を一変して弾圧に決し、禁教令を出すに至ったのである。キリスト教と共に発展した臼杵は、またキリスト教と共に凋落するかの如くであった。

註

- ① 大友松野系図、耶蘇会士日本通信豊後篇下二〇頁。
- ② 大分県郷土史料集成戦記篇所収。
- ③ 大友史料一、一五六頁。
- ④ 豊後篇下二二五頁。
- ⑤ 同一三七七八頁。
- ⑥ 同二七二一三頁。
- ⑦ 同二七九頁。
- ⑧ 岡本氏既掲論文。
- ⑨ 豊薩軍記（改定史籍集覧七）、大友興廢記二八七頁（大分県郷土史料集成上）。
- ⑩ 文禄二年豊後国海部郡臼杵荘御検地帳惣町屋舗（四章に詳述）。
- ⑪ 大分県史料十二所収陳文書。
- ⑫ 豊後国志海部郡流寓の条。

- ⑬ 白杵小鑑大全、増村氏前掲書四八頁。
- ⑭ 増村氏前掲書四八頁。
- ⑮ 大友興廢記（大分県郷土史料集成上）二八九頁。
- ⑯ 豊後篇下二〇―三頁。
- ⑰ 同四六―七八頁。
- ⑱ 薬師寺文書（大分県史料十二）天正十九年十月一日の田原親家段米切符には、段米を祇園洲に於て勘渡すべしとある。後述文禄二年白杵菘検地帳にも祇園洲があり、数軒の町屋・蔵屋敷・川口坊等がある。
- ⑲ 豊後篇下六四頁。
- ⑳ 同七八―八二頁。
- ㉑ 同九五頁。
- ㉒ 同一〇六頁。
- ㉓ 国史辞典白杵の条。
- ㉔ 豊後篇下一四〇頁、日本西教史上四六二頁。
- ㉕ 豊後篇下一九〇頁。
- ㉖ 前掲大友興廢記二五三頁。
- ㉗ 尊卑分脈・公郷補任。尊卑分脈には淳光までを記し、それ以後は記していないが、柳原氏で当時宮中の有力な大身と云えば、彼以外にない。
- ㉘ 豊後篇下一六二―四・一八二―二四三・二六八―九頁。日本西教史上四六四―五〇三頁。参考のため、略系を掲げて置く。



29 豊後篇下二七四―八四頁、日本西教史上四九二―六頁。

30 豊後篇下二二〇頁。

31 豊後篇下二七九・二八二―三・二九〇頁。日本西教史上三一・一四二―三・一九九・二〇二・二二七・四九一頁。

32 日本西教史上四九一頁。

- ③③ 豊後篇下二九三頁。
- ③④ 日本西教史上四九五頁。
- ③⑤ 同四九一頁。
- ③⑥ 豊後篇下二六五―六頁。
- ③⑦ 同二九九頁。
- ③⑧ 同三二六―七頁。
- ③⑨ 同三三四頁。
- ④⑩ 日本西教史上四九二頁。
- ④⑪ 同五九二頁。
- ④⑫ 同五三八頁。
- ④⑬ 同五三三頁。
- ④⑭ 耶蘇会年報二、大分市史下五八六―七頁。
- ④⑮ 日本西教史上五五五―六〇八頁。
- ④⑯ 同六四九頁。
- ④⑰ 同六六〇―五頁。
- ④⑱ 同六六五・六六七頁以下。

四 文祿検地帳に見える臼杵町の構造

天正十四年（一五八六）の島津軍の侵入、重ねて翌年の宗麟の逝去、禁吉の禁教等によって、折角発展途上にあつた臼杵は改めて再出発を余儀なくされたものようである。しかし天正十五年（一五八七）の禁教令後も、弾圧の様子を見て宣教師は

滞在して布教活動を行ったし、同年（二五八七）四月二十七日には義統は妻及び二女とともに洗札を受けており、宣教師退去命令後もかつてのキリスト教王国の中心地として五名の宣教師が義統によってかくまわれ、熱心な潜行運動が続けられた。^② その結果なお入信者が絶えなかった上、また他地方のキリシタンは安全な避難の場所としてここに集って来る傾向にあった。しかも貿易港としての自然的条件は何等変化することがなかったので、諸船の出入も絶えず、これらの点から再び徐々ながら復旧発展の道をたどったものようである。その状況を示すものが、文禄二年（一五九三）の検地帳である。

文禄二年は義統国除の年であり、島津軍侵入から七年目である。同年五月義統が除封され、秀吉は直ちに肥前国名古屋で宮部善祥坊法印桂俊及び山口玄番頭宗永を検地奉行として豊後の検地を行わせた。宮部は木付城にあって国東・速見・珍珠・日田の四郡、山口は府内浄土寺に在陣して大分・海部・大野・直入の四郡を分担実施した。白杵の検地は津久見の解脱寺々領差出や、宗永の国役・屋敷年貢免除の判物からすれば同年壬九月に行われたものと思われる^③。町屋敷の検地は唐人町からはじまり、祇園洲に終わっている。検地の順序に従って、町名及び名請人の集計を示せば次の通りである。

唐人町	五人	畳屋町	四〇人
唐人町懸ノ町	四人	海添中町	二九人
横浜町	三七人	吉水小路片町	二七人
浜町	四八人	菊屋町	二五人
横町	一人	祇園洲	九人

以上 計 十町 三二九人

即ち町の数は十、名請人総計は三二九人である。唐人町懸ノ町は現在の掛町に当るであろう。懸ノ町というのは、唐人町えのさし、か、かりの町、（入口）の意と思われ、元来「懸りの町」と訓んだものであろう。^④

横浜町・浜町・横町については、鶴崎戊申の白杵小鑑拾遺によれば、

横町 浜町

古しへは丹生の崎よりこなたの浜、西より東にわたり、すべてよこ浜はまのうらといふ。げにも横ざまに広き浜なるべし。

しかるを大友公築城以来は、わづかに一村の名となりて横浜村と云しを、其後又わかつて、横町、浜町となるといへり。蓋元祿の事なり。(割註略、
圈点筆者)

とある。丹生、の崎は丹生島の最も陸地に接した部分(即ち大手門の附近)を指すと考えられる故(ここに橋があったことは既述)、ここから東にのびる海岸(現在の港町)か、或は逆に西に長く延びていたと考えられる海岸であろう。現在の浜町・横町の位置からすれば、後者であることは疑いない。大友時代一村であったものが、横町・浜町の両者に分れたといい、それを元祿の頃かとする。右の検地帳にはなお横浜町も残存していることは異なるが、明らかに横町・浜町が存在する故、右に元祿の頃かとするのは、文祿の誤りであろう。今日なお横町・浜町は残存するが、これは掛町の西、豊屋町の北の臼杵川に沿うた南北に細長い町である(横町は浜町の東で川に沿わない)。これは前記の所と相当に変動しているが、右の記述が間違いないとすれば、現在の浜町から丹生崎にかけて東西に長い浜があり、ここが横浜町で、現在の浜町・横町は、もとの町の西方の一部が残されたものと見なければならぬ。そうなると、唐人町は現在の北側の堀川の外に、南側にも浜があったことになり、あたかも出島の形をなしていたことになる。豊屋町は浜町・横町に接する南側の陸地寄りの町。海添中町は現在の海添の中心街を指すものか。吉水小路片町・菊屋町は現存せず、所在の比定は困難である。ただ菊屋町は菊屋なる豪商が居り、その屋号から町名の起ったことが考えられる。今日酒造業を営む唐人町の田中家(当主は^⑤真作氏)は、古くから菊屋を屋号とするという。或は検地帳の菊屋町の菊屋の後かとも思われ、その原住地の調査から、同町の位置を推定することが可能となるかも知れない。何れにしても文祿時代臼杵には十の町があり、計三二九人の名請人がいたのである。

次に畠について見れば、次表の通りである。

町名	町名	町名
<p>海添中町</p> <p>宗三郎 縫殿助 孫三郎 蓮札郎 宗徳郎 新十郎 勘解由丞 祐清 次郎 宮寿郎 又四郎 掃部郎</p>	<p>臼杵置屋町</p> <p>宗三郎 縫殿助 孫三郎 蓮札郎 宗徳郎 新左衛門 弥三郎 市右衛門 主計 甚三郎</p>	<p>名請人</p>
<p>中島 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 上島 下島 〃 上島</p>		<p>上・中・下別</p>
<p>二、一八 一、一八 一、二六 一、二二 二、二四 一、二二 一、二二 四、二八 二、二四 一、二二 二、〇〇 二、一八</p>	<p>二、二二 二、二九 一、一八 二、二四 二、〇六</p>	<p>反別</p>
<p>二、六、四 一、七、六 二、〇、五 一、五、四 三、八、〇 一、五、四 一、一、七 五、四、三 三、〇、八 二、四、四 二、二、〇 二、八、六</p>	<p>二、八、八 二、七、六 一、九、二 二、五、六 二、六、四</p>	<p>石高</p>
<p>計十二人 二反五畝一四歩 二石八斗六升一合</p>	<p>計五人 二反一九歩 二石八斗二升六合</p>	<p>備考</p>

吉水小路片町				
彦三郎	藤十郎	藤次郎	越後郎	新十郎
忠五郎	左兵衛	又二郎		
四、〇〇	一、一四	二、二	一、〇六	二、〇〇
一、七、六	八、四	二、八、八	一、四、四	二、四、〇
四、八、〇	一、七、六	八、四	二、四、〇	一、九、七、六
三、四、七				
計 八人				
二反九畝一九歩				
三石七斗三升五合				

畳屋町が五人・一反一九歩（二八二六合）、海添中町が十二人・二反五畝一四歩（二八六一合）、吉水小路片町が計八人・二反九畝一九歩（三七三五合）となり、合計二十五人・六反五畝二二歩（八四二二合）である。

この表について注意されることは、先ず第一には唐人町・唐人町懸ノ町・横浜町・浜町・菊屋町・横町・祇園洲の七町に全く畠がなく、右の畳屋町・海添中町・吉水小路片町だけに畠が存在する事実である。前者に畠のないのは、それらが海岸の純然たる商工業者の町屋であること、これに対して後者は比較的海から離れており、半商半農のものや純然たる農民が混在したことを示すもので、封建都市の構造をうかがう上に興味がある。もちろん以上の畠地の中には、家屋がこわされて菜園となったものもある事も考えねばならないことは云うまでもない。しかし以上三者の中でも、畠は畳屋町に最も少く、海添中町・吉水小路片町に多いことは、吉水小路片町の所在が不明であるにしても、海添中町の場合から見ても、市街地周辺部の町の状態を示すものであることは間違いない。このことは第二に、以上畠所有者の中には屋敷を町の中に有しないものが相当あることと関聯する。表中○印の者がこれで、畳屋町には五人中二人、海添中町には十二人中六人、吉水小路片町には八人中四人存

在する。後二者には、畠所有者の半分は屋敷を町内に有しなかったことになる。彼等の中には、一般に考えられるような隸屬農民もいたかと考えられるが、恐らく多くは周辺農村に屋敷を有する出作百姓であろう。今日畳屋町に接して田町のあることは、同町が北側において浜町・横町・懸ノ町等の繁華街に接しながら、南方山手の側では田園に連っていたことを暗示する。

さて、いま右の屋敷を有しない名請人十二人と、別に吉水小路片町に無主とある一筆十五歩（六升五合）の屋敷計十三人を全体から除けば、文禄当時の白杵の現住戸数は三一六戸となる。いま一戸平均最小限五人として計算すれば、一五八〇人となる。もちろんこれは現在の一戸当り平均戸口数を規準として計算したもので、しかも右には武士階級は加えられていず、また周辺の農村も除外されている。周辺農村を除外しても、私は当時の町屋だけで凡そ二千人内外であったと見て大過ないものと思ふ。

次にそうした町屋の存在状況を見て、白杵の町の性格を考えて見よう。次表は町別に名請者数の大小によって配列し、次に畠のみを所有し屋敷を有しないもの（無主）を記し、下に実在屋敷数を出したものである。町の広さにも関係するが、概観的に見て表の通り、唐人町が五二人で最も多く、全体の凡そ六分の一、これに次いで浜町の四八人、唐人町・懸ノ町の四四人

町名	名請者数	畠のみの所有者	現在屋敷数	町名	名請者数	畠のみの所有者	現在屋敷数
唐人町	五二人		五二人	吉水小路片町	二七人	(無主) 一人	二二二人
浜町	四八人		四八人	菊屋町	二五人		二五二人
唐人町懸ノ町	四四人		四四人	横町	一八人		一八人
畳屋町	四〇人	二人	三八人	祇園洲	九人		九人
横浜町	三七人		三七人	計	三二九人	一人	三二六人
海添中町	二九人	六人	二三人				

晝屋町の三八人、横浜町の三七人となる。海添中町以下はずっと減つて二〇人迄ないしそれ以下で、祇園洲の九人に至つて最低となる。唐人町から横浜町までと俣町は海岸部の町、他は祇園洲を除いてすべて海に接しない町と思われる。晝屋町を前者に入れたのは、これは海に接しないが、浜町・横町等に接続する町であり、一応これに準じて考えて差し支へはない。そこで今唐人町以下横浜町までと横町等の海岸部の屋敷を集計すると二三七戸となり全体の七五%となる。これに同様の条件として祇園洲を加えると、二四六戸となり、さらに率は高くなる。残りは七〇戸で、全体の二二、一%に過ぎない。

以上のことは、唐人町等の町名からも容易に想像されるように、当時の臼杵が港町であり、その機能上から見れば貿易港としての性格を有したことを示すものであることは、次に詳述する通りである。海岸部であるという同じ条件下にありながら、祇園洲に町屋の少いのは、現在の地形から見ても判る通りこれが臼杵川の形成しつゝあつた新しい三角洲であつたからで、ここに舟、大工、助六（屋敷一反）・元頭、理右衛門（三畝八歩）等のいることも面白く、又別に蔵屋敷（二畝二七歩）があることも興味を引く。この蔵屋敷が臼杵居住の貿易商のものとなれば一段と興味が深いが、今は断定しかねる。天正十九年（一五九一）田原親家が、海部郡の諸領主に命じて同郡の段米を祇園洲で勘渡せしめている事実^⑦に徴すれば、或は大友氏の建設したものであるかも知れない。なおこの町には仰適なる名請人がある。その名称からして、或いは明人であるかも知れない。また川口坊とあるのは、川口にある寺院であらう。

以上の概観を前提として、特に興味ある一、二の町についてやや詳しくながめて見よう。それは何と云つても、匹頭にある唐人町である。やや煩雑ではあるが、説明の便宜上五十二人の名前・屋敷面積・石高を表示する。

名請人	屋敷	石高	摘要
一宗作	畝二八	斗一、三、一合	
二与五郎	畝一五	斗七、〇合	

三与治	九	四、五		二二平吉	一、二七	三、〇、四
四掃部助	一二	五、六		二四半右衛門	一、一〇	二、一、三
五弥次郎	六、〇、四	九、五、六	三筆	二五四郎	一、一八	二、五、六
六雅楽助	一、二三	二、五、三	二筆	二六善兵衛	三、二〇	四、三、二 三筆
七帶漢	五、一二	七、九、八	五筆	二七与三左衛門	一、一二	二、二、四
八藤右衛門	一、一八	二、三、六	二筆	二八七郎兵衛	二一	一、一、二
九作右衛門	一、二一	二、七、〇	二筆	二九又左衛門	一、〇六	一、八、二 二筆
一〇孫太郎	一九	九、五		三〇金太郎	一、一九	二、六、一
一一源助	一、一二	二、一、〇		三一新左衛門	一、一二	二、二、四
一二善三郎	一、〇九	一、八、九	二筆	三二了閑	一、〇六	一、九、二
一三助三郎	一、〇三	一、六、五		三三善助	一、一五	二、四、〇 二筆
一四源次郎	一、一二	二、一、〇		三四新兵衛	二、〇九	三、六、八
一五徳鳳	三、二五	六、一、〇	大仏しつくい免	三五善左衛門	一、〇一	一、一、二
一六惣五郎	一、〇一	一、八、五		三六源三	二一	一、一、二
一七元明	三、〇四	四、八、六	四筆	三七平湖	一九	一、〇、四 大仏しつくい免
一八国信	一、〇一	一、六、五		三八五郎兵衛	二一	六、六
一九九右衛門	四、〇六	六、七、二	二筆	三九与三五郎	一四	七、五
二〇三官	一、二九	三、一、五		四〇新四郎	一四	七、五
二一虎松	二二	一、一、八		四一与助	一四	七、五
二二喜三郎	一、一〇	二、一、三		四二三右衛門	二二	一、〇、七

四三	市左衛門	一、二〇	二、六、七	四八	四郎左衛門	一、一七	二、三、一	二筆
四四	弥三郎	一、〇二	一、七、二	四九	二 高	一一	五、一	
四五	惣次郎	三、一八	五、五、二	五〇	太郎左衛門	二四	一、一、二	
四六	助右衛門	一、二九	二、九、五	五一	源左衛門	一、一二	一、九、六	二筆
四七	宗 徳	一、〇六	一、八、〇	五二	惣 三	一、〇〇	一、四、〇	

この表によって気づくことは、先ず屋敷面積から見れば、五番の弥次郎が六畝三步（三筆）で最高、次は七番帯漢の五畝一歩（五筆）、これに続いて一九番九右衛門の四畝六歩（二筆）、次は一五番徳鳳、一七番元明、二六番善兵衛、四五番惣次郎等の三畝台のものがあり、他は二畝台が一人、残りはすべて一畝台ないしそれ以下である。彼等の中には周辺農村に作出するもの、或は半商半農・半商半漁のもの、いたことが想像されるにしても、前述の町の位置と性格からすれば、主として商業に従事するものと考えられるが故に、右の屋敷面積は大体において彼等の経済力を示すものと見て大過はあるまい。所でそうした屋敷面積の比較の大きなものの中に、帯漢・徳鳳・元明等の日本人らしくない名請人のいることは注目すべきである。なおその他を見れば、二〇番三官、三七番平湖、四九番二高等が指摘される。私は、彼等はこの町の名称から見て、明人の土着帰化したものではないと考える。（明人だけに限らず、高麗人もいたかも知れない）。所で更に注意すべきことは、検注帳の石盛の下に「大仏しつくい免」とある註記である。それは一五番徳鳳、一七番元明、一九番九右衛門、三七番平湖の四人に限られているが、このうち三人までが明人らしいことは頗る興味ある問題である。

所で、先づこの「大仏しつくい免」が何であるかを考察しなければならぬ。これが免とある以上、右の四人が名請の屋敷の年貢を免除されたものであることは疑いない。その免除の原因は、「大仏しつくい」のためである。「しつくい」は漆喰のことであろう。とすれば、その免は彼等が何処かの大仏の漆喰工事の課役を勤仕したか、或はその経費の一部を負担したため

であろう。四人のうち徳鳳・元明・九右衛門の三人が比較的富有者らしいことは既述の通りであるが、他の一人である平湖は僅か一九歩の屋敷持ちで、必ずしもそうした概念には包括し得ない。このように考えて来ると、漆喰工事に對する奉仕の仕方は、経済的面ではなく、技術的な労務の奉仕であったと考えるのがより妥当であろう。ではその大仏とは、どこの寺院のことであり、また彼等が何時、如何なる理由によりその漆喰課役を奉仕したのであるか。

幸にもこの問題を極めて適確に解明して呉れる文書が二つある。その第一に南郡昭和村の陳武弘氏文書三通である。^⑧左に掲げる。

大佛油蠟早速造立之段、神妙思食候、然者御負物之儀雖_レ被_二仰付_一、尚以為_二御褒美_一、国役被_レ成_二御免除_一候、并居屋敷被_レ加_三御扶助_二候、可_レ得_二其意_一候也、

八月九日

(豊臣秀吉)
(朱印)

陳元明

(端裏ウハ書)
「陳元明」

其方事、大佛油蠟為_レ調、兩度上洛辛勞感入候、然者国役免許居屋敷八間半扶助之事、任_二御朱印之旨_一、領掌不_レ可_レ有_二相違_一候、恐_レ謹言、

九月六日

(大友)
吉 統(花押)

陳元明

大仏油蠟造立之儀付而、任_二御朱印之旨_一、国役并當屋敷御年貢四斗八升之事、差_レ除_二之候_一、可_レ成_二其意_一候也、

文式
壬九月十六日

山口玄蕃頭
宗 永(花押)

この文書は大分県史料第十二巻に収載されている。編纂当時は「油蠣」が何であるかに疑問を抱きながらそのまま見過したが、右によつてはじめて漆喰を指すことが判明した。説明するまでもなく、石灰石を原料とする石灰の生産される以前は、蠣殻を焼いて蠣灰を作り、これを漆喰に用いた。風雨にさらされる場所には、油を練りませて水の浸透を防ぐ。油蠣と呼ばれたのである。

第一の秀吉の朱印状は、大仏の漆喰工事のため命に応じ早速上京して奉仕した事を賞し、国役並びに居屋敷の年貢を免除したものである。ただしここに居屋敷を「扶助」するとあるのは、居屋敷を賜うの意かとも思われるが、今は一応右の通り解して置く。^⑨第二の大友吉統の文書は、右の秀吉の朱印状をうけて、国役と屋敷八間半を免除したものである。恐らく秀吉の朱印状は一方では本人に下され、他方では豊後の大名である大友吉統にも伝達され、その実施を命じたものであろう。施行状とも云うべきものである。これによつて居屋敷が八間半であったことが判る。第三は文禄二年の検地奉行山口宗永が、検地実施に當つて右の秀吉の朱印状を見て、その特権を安堵（再確認）したものである。前には八間半とあつたが、ここでは検地の結果と思われ、石高として四斗八升と記されていることは注意を要する。先に白杵の検地が壬九月であらうとしたのは、これによつたものである。

さて、右の三通の文書の宛所が陳元明とあることを看過してはならない。前に「大仏しつくい免」とある検地帳上の四人を指摘したが、その中に元明とあるのはこの陳元明に外ならない。検地帳に元明として姓（陳）を缺くのは、周知の如く兵農（商工）分離の目的によつて、平民の姓を剝奪して登録したからである。山口宗永の安堵状では「当屋敷御年貢四斗八升」とあるが、試みに前表中、元明の高を見れば四斗八升五合（四筆集計）であり、端数の五合だけが異なる。しかし前者は端数を省略したものと思われ、両者は完全に符節を合する。検地帳の記載者（責任者）と安堵状の差出者が同一人（山口宗永）であり、前者には「大仏しつくい免」とあり後者には「大仏油蠣」とあるが両者は異名同一物であり、その上屋敷の高が完全に合致し

人名まで同一である以上、彼の元明を此の陳元明と同一人であることに疑問をささむ余地は更にない。陳元明が「大仏油蠟造立」に奉仕して以上のような特権を与えられている以上、他の三人がまた彼と同様、秀吉の朱印状や吉統・宗永の課役免除の文書を与えられていたことは当然であろう。

以上によつて見れば、この大仏油蠟造立とは、秀吉が建てた京都の方広寺の大仏のことであろう。その工事に際して彼は、大仏造立に必要な物資や技術者を全国的に求めたようである。掘文書の左の一通は、これに関するものであろう。

(包紙)
「大閣 秀吉公御朱印

吝番
四通

并秀吉公御目算

吝通
五通

大仏殿しつくいの御用候間、しほり候し系同系の油井しら木の実の油、於其国調次第買候て、上可申候、同にかわの御用牛皮、是又有次第買調上可申候、いづれも右分代錢者、有様可遣候、自此方可有御下行候条、成其意、無油断可調上者也、

十月朔日

(豊臣秀吉)
(朱印)

(堀秀政)
羽柴北庄侍従殿

やはりこれも、「大仏しつくい」造立に関し、それに必要とする系同^①の油やしら木の実の油(白桐油)及びにかわを取るための牛皮を、購入進上させたものである。宛名の羽柴北庄侍従とは、天正十三年(一五八五)壬七月越前北庄十八万八百石を与えられた堀秀政である。漆喰に荏油及び白桐油やにかわを用いるとあり、しかもそれが大仏殿ではなく、明らかに大仏そのものに関係するものであることから見れば、大仏それ自体が木心乾漆像であったため、その漆膠の材料に用いたものであろう。若しそうだとすれば、先に述べた陳元明以下の「油蠟造立」というのは、単なる漆喰技術ではなく、乾漆像を造立するための極めて精緻な造仏技術であったことになる。以上二つの文書によつて、後者が大仏造立に必要な物資や特殊技術を広く全

国の諸大名に命じて購入、寄進させたことを推察し得る。単なる仏像の造立というのではなく、六丈三尺の大仏であるからには、当然そうした大規模な資材・技術の動員が必要であつたものと思われる。豊後の検地帳が、はしなくも織豊時代の美術工芸史にも連なつて来ることは、興味ある事実と云わねばならない。

秀吉が京都（下京区大和通正面茶屋）に方広寺を建てるため、諸國に材木を徴したのは天正十四年（一五八六）四月二十二日である。⑭而してその定礎式は十六年（一五八八）五月、大仏造立は翌十七年である。これによつて見れば、陳元明等が大仏しつくり造立のため上京したというのは、天正十七年（一五八九）のことであろう。秀吉が大仏を木心乾漆としたのは、その完成を早めるためであつたが、大仏殿の工事は小田原征伐のために遅れ、慶落供養は文祿四年（一五九五）九月に行われた。⑮元明等に対する朱印状は、内容上大仏完成後のものと思われるので、天正十七年か、でなければ翌年は日附の八月九日には秀吉は小田原在陣中であつたので（九月一日京都に凱旋）、さらに翌年の天正十九年（一五九一）頃のものと考えざるを得ないことになる。

堀秀政に対する文書は、大仏造立の準備のためのものであるから、天正十七年ないしそれ以前と考へなければならぬ。その日附が十月朔日となつてゐる所を見れば、天正十七年のものとは考へられないので、やはり天正十六年からさかのぼつて十四年までの間のものと見るべきであろう。この頃秀政に対して大仏造立に要する油や膠を取る牛皮を集めさせたと同様に、漆喰の技術者を全国諸大名に命じて出させたであろう。吉統も秀吉の命を受けた一人として、領内の特殊技術者を求め、上京を命じたものと思われる。これらの人は府内からも貢進されたものと考へられるが、今は史料を徴することが出来ない。

再び陳氏に戻つて同氏の素性を尋ねれば、現在も同家に伝えられている如く、明らかに元明は戦国時代に明より渡來した帰化人である。豊後国志に海部郡流寓の条によれば、

元明字幼載、鎮林準字順則、蘇州嘉定人、万曆三年、二子從三賈船一東遊、到三豊海一、大友宗麟大喜、延為客、
江丹陽人、問三海外事一、欽待豊盛忘帰、見三于瓊浦雜記一、今白杵城下有二唐人街一、二家孫儼存、

と明記している。これによると陳元明は鎮江丹陽の人で、蘇州嘉定の人林準と共に万曆三年(天正三年一五七五)貿易船に乗って来航したものである。大友宗麟は喜んで彼等を客として海外の事情を問い大いに優遇したので、ついに日本に住みついた。二人の子孫が今(享和三年頃)臼杵唐人町に居住しているというのである。現在陳氏は南海部郡昭和村に居住しているが、これは後世同所に移転したものであって、臼杵では富士甚醬油の敷地が陳氏の屋敷址であるとの伝えが今日なお存している。林準は檢地帳には見えない。浜町に林丞(九歩)なるものがいるが、或は日本の改名か、ないしはその子孫であるかも知れない(既述の宝庫寺過去帳に改名している)。

大仏漆喰造立に奉仕した四人の内、一人が明人であることが明らかとなった。この内ではないが、他に林準なる明人のいた事も確かである。とすれば残り三人の内二人徳鳳・平湖も同様であろう。彼が特にこうした課役を奉仕したのは、そうした特殊技術を有したためであろう。九右衛門が問題となるが、彼は明人から技術を伝習したか、或は彼も明人ですでに早く日本人化し、日本名に変更していたのではないかも憶測される。

以上によつて、文祿時代臼杵には唐人町なる町があり、相当数の明人が居住していた事が明かとなった。恐らく彼等は元明や林準の如く、貿易のため来航したもので、定住後もそうした貿易の事に従事していたであろう。天文以来東九州の貿易港として発達した臼杵の性格の一端が、おぼろげ乍ら想見されるように思うのである。

次に唐人町懸ノ町について見る。この町が現在の掛町に当り、その名前からして、またその位置からして、唐人町えの入口の町の意であろうことは前に述べた。このような町であるならば、やはりここにも唐人の居住者がいたであろう。檢地帳(頰をさげ表を示を省く)に見える平直(九歩)、九和(三段一畝五歩)等は、その名前からしてこれに擬せられる。とくに九和は一筆で三段余の他と比較を絶する広大な屋敷を有する点で注目に価する。これは次の宗悦に次ぐもので、大貿易商たるの性格を想像させるものであるが、これを解明する何物をも得ないことは遺憾である。

九和にもまして広大な屋敷を有するものに、宗悦なる人物がある。彼の名請高を示せば、

宗悦

屋敷		反畝	合
〃	〃	一六、〇〇歩	二五六〇
〃	〃	三〇、一〇〇	四八五三
〃	〃	三、一二	五四四
〃	〃	二、〇四	三四一
〃	〃	一〇、〇〇	一六〇〇
〃	〃	五五、〇〇	八五〇〇
計	一一六、二六		一八六九八

の如く、計六筆、一町一反六畝二六歩、高は一八石六斗九升八合となる。屋敷面積は九和の約四倍であり、特立した大富豪の姿を聯想させる。屋敷六筆のうち前の三筆は連続記載されているので、四反九畝二二歩は一まとまりの屋敷かも知れないが、四番目の二畝四歩は離れており、終りの二筆六反五畝は連続されている故、これもまとまった屋敷とも思われる。このように宗悦の屋敷は最小限三ヶ所に分散していたことが考えられるし、若しそうでなくても、こうした六筆の土地がある以上、恐らくこれは買得による集積の結果ではあるまいか。巨万の大豪商が、次々と小商人の土地を併せ店舗を拡大して行つた姿を想定するのは、必ずしも憶測のみではないようである。

大友興廢記に豊後府内の富豪中屋宗悦なるものが記されている。¹⁷⁾ 即ち、

宗悦成立之事并道雪物語之事

(玄通)

豊後国府内の町人、中屋宗悦と云ふ大福人有り。府内の居住を仕ながら、大坂、堺、京何の地にても、富貴繁華の町には一家づゝ持ち、下代を遣し、或は一門の末をも遣置けり。唐船来朝の時は、先づ船の口の開初、京堺を分限の者寄合買に、夫も一人して過半買取売程の大福人なり。^(下略)

とあり、宗悦玄通が富を山王権現に祈り、著名な四極山（高崎山）の猿を助け、それから利生を得、大富豪となった次第を述べている。この宗悦玄通の子が、また同名の宗悦であったという。元禄十二年（一六九九）戸倉貞則著す所の豊府紀聞によれば、高崎山の猿によって大富を致した中屋氏は乾通玄通（或云）となつて宗悦と記さないが、その子が宗悦であることは同じである。

乾通に関する記述は次の通りである（猿の故）。

享禄・天文之頃、（中屋乾通）通之富為（西海第一）、時支那商船着岸、肥筑薩州諸処、京堺并諸方商人多会、而通未レ到則不三敢以定レ価、

直恐三通若掉頭商事不レ成也、天文年中者至レ今及二一百有余年、然近歳唐船皆来三肥前長崎、然交易之始必用三乾通之遺

秤二云、

乾通は享禄・天文頃の人であり、その富は西海第一で、支那船が肥筑薩の諸所に来航した時、京・堺その他諸方の商人が集つて交易したが、彼が到着するまでは値を付けなかった。値段のことで彼が頭をふれば商談がこわれるのを恐れたからである。

当時から百数十年後の今日（元禄頃）、長崎に来る唐船は、交易のはじめになお必ず彼の遺した秤を用いているといふのである。彼の用いた秤は乾通秤（又は乾中秤）と呼ばれ、それが百数十年後まで遠い長崎で用いられたといふ所に、彼の信用と経済的勢

力の巨大さをうかがう事が出来る。前者と内容は異なるが、山王権現に祈つて巨富を得、明船との交易に各地に出かけ、堺や京の大商人を圧倒する程の実力を有したとする点では一致する。子宗悦については、

乾通有レ子云三宗悦、富栄相継、天正之寇乱雖三家貨既狼藉、而余胤今猶在二府内数家济々焉、其中屋宗悦富盛之時、大明

国待教主林存選送三宗悦書簡、（林存の書簡略）如レ此存選書簡宗悦子孫有レ之、

とあり、父乾通の富栄を継ぎ、天正の乱（島津軍の侵入か）に財貨を失つたが、その子孫は府内に数家今なお繁栄している、明の待教主林存が書簡を送つたが、その書簡を伝えている子孫がいる、といふのである。唐物購入の関係から、明人との交渉の深かつた人であることが判る。

興廢記には宗悦玄通・宗悦ともにその年代を記さないが、紀聞では父乾通は享禄・天文の頃の人とし、子宗悦を天正頃の人

とする。私はこの宗悦こそ、前記検地帳の宗悦ではないかと推定したい。宗悦が天正の寇乱(一五八六、一五八七)に財貨を失ったとある故、天正十四年(一五八六)頃生存していたとすれば、僅か七年後の文禄二年(一五九三)にも生きていた可能性は充分にある。たとえ若し彼が死んでいたにしても、興廃記によれば父玄通(乾通)も宗悦と称していたらしいから、宗悦の名を代々称したことも考えられ、三代目の宗悦がいたとしても決して不自然ではない。

中屋氏は上述の如く府内の人であつて臼杵の人ではないが、興廃記には、父宗悦玄通の時代から大阪・堺・京その他富貴繁華な所には必ず一家づつ支店を持ち、下代や一門のものを派遣していたと述べている。その交易の対象が唐船(明船)であることは、両書とも一致する。彼が堺や京・大阪その他如何なる所にも支店を有し、明船入航の処には何処にも出かけて過半の品物を購入したというからには、明船の盛に出入した臼杵に支店を置かないはずはない。それは、彼が支店を置き得る都市の中でも、最も距離が近く便利な同じ豊後国内の都市であつたからである。

唐人町懸ノ町に一町一反六畝余の屋敷を有する宗悦が、推定の如く府内の豪商中屋宗悦であるならば、同氏が支店を設けるだけの対明貿易の行われた臼杵に、堺・京・大阪の商人が来なかつたはずはない。もちろんそれは明船入航のことであるが、中には中屋氏の如く支店を設けるものもあつたことが想像されるし、中にはそのまま定住するものもいたであろう。後者の実例として堺の中村次郎兵衛がある。彼は堺で糸物商を営んでいた商人であるが、臼杵の浜町に来てそこに定着した。糸屋の名前から、新たに糸屋町の名が起つたと伝える。そこで今検地帳浜町の名請人を検すると、果して、

屋敷 壹畝 壹斗六升 糸屋

の如く、屋敷壹畝を有する糸屋が登録されている。上述の宗悦の屋敷に比較すれば、壹畝の屋敷は堺から来た商人とすれば過小のようである。しかし彼が明船を相手とする大貿易商であるに對し、此れが町人や農民を顧客とする糸物商であるとすればそうしたことを問題とする必要はあるまい。同町内には屋号で名請したものは他に例がなく、当時の臼杵全市でも、別に横浜町に樽屋(一畝 一斗四升)が一軒あるだけである。この事実から見ても、糸屋(同様に樽屋)も名ある商人であつたことが

想像される。町が同じ浜町であり、屋号が同一である以上、この糸屋が堺から移住したと云われる中村次郎兵衛その人ないしはその子であることは、殆んど間違いないであろう。今日掛町に居住する久家氏は屋号を糸屋と称するという。同家は江戸時代藩主のゆるしを得て郊外の井無田で酒造業をはじめ、別に一の井出の屋号を称した。これから酒屋としては一の井出、糸商としては糸屋の二つの屋号を有したことになるが、それ以前は専ら糸屋と称したものと思われる。所伝の中村氏と久家氏とは姓を異にするが、或は姻戚関係か、ないしは株の購入とも考えられ、検地帳の糸屋の後身であることが推察される。今後の検討を期したい。

浜町には、なおその外に堺から来たと思われる名請人がある。

屋敷 壹畝拾五歩 貳斗四升 堺鍛冶

とあるのがそれである。彼がどのような仕事をしていたかは不明であるが、貿易商相手の刀鍛冶か、或いは宗麟が招いたかも知れない鉄砲鍛冶であったかとも想像される。

註

- ① 日本西教史上六五三頁。
- ② 同六八五—六頁。
- ③ 豊陽志、大分市史下三九四頁。
- ④ 白杵小鑑大全所收。
- ⑤ 白杵市糸井寛一氏（大分大学助教授）の示教による。
- ⑥ 祇園洲に蔵屋敷一のあることは後述。居住者の有無に疑問があるが、一応加えた。なお町を異にし乍ら名前の同一のものが若干ある。同一人かと思われるが、一応そのまゝとした。
- ⑦ 大分県史料十二所収薬師寺文書。
- ⑧ 同上陳文書。

⑨ 「扶助」の文字から見れば屋敷を賜うとも解されるが、恐らくこの場合は年貢免除であろう。四人の屋敷面積が異なるからである。

⑩ 中津氏堀明氏所蔵（大分県史料に収録予定）。堀氏は文書の示す如く、秀吉時代の堀秀政（羽柴北庄侍従）の後裔であろう。

⑪ この所難読、「えの油」とある故、荏子油のことであろう。

⑫ 日本社寺大観寺院篇

⑬ 辻善之助博士編大日本年表。

⑭ 同上及び日本社寺大観寺院篇。

⑮ 日本社寺大観。

⑯ 唐人町以外でその可能性のあるものとして、豊屋町に香、清、重理、唐人町懸ノ町に平、直、九和（後述）、横浜町に櫛、向、吉水路片町に細、泉、再、童、法、元、浜町に林、丞、祇、蘭洲の仰、適、等がある。もちろん当時の商人には茶の宗匠的な名前や法体のものがあるので、それと区別のつかないものがある。例示すれば次の通りである。

唐 人 町	了 閑	宗 徳	
豊 屋 町	道 心	玄 智	宗 蓮
懸 ノ 町	内 善	源 丞	宗 悦
海 添 中 町	蓮 札	宗 徳（唐人町宗徳）	紹 和
横 浜 町	休 恣	正 西	玄 道
吉水小路片町	宗 清	一 閑	
横 町	しよき（書記？）		
菊 屋 町	宗 順	三 允	三 蔵
横 町	書記（横町しよき）		玄 内
	（と同一人か）		

⑰ 大分県郷土史料集成上。

⑮ 中屋乾通及び乾通稱については、文学博士豊田豊氏から示教を受け、豊後方面の史料蒐集を依頼されているが、未だ正確な文書一通をも発見し得ないのは遺憾である。諸先輩の示教を得れば幸である。検地帳の宗悦が本文に推定した如く中屋氏であるならば、同氏に關する確実な史料としては最初のものである。

⑲ 増村隆也氏著新編臼杵史四八頁。出典は臼杵史談かと思われるが、精査の余裕を得なかつた。今後の課題としたい。

⑳ 臼杵市糸井寛一氏の示教による。

五、結 び

検地帳を詳細に検討すれば、なお多くの興味ある新事実の解明されることが少なくないであろう。しかし今はその余裕を有しないので、一応以上の紹介に止めて置く。稜述の所によって、大友時代末期の臼杵が、對外（主として明）貿易を主とした都市構造を有したことの一斑を明らかにし得たと思う。前に述べたように、臼杵は宗麟の丹生島築城とともに興り、キリスト教伝播とともに発展したが、右にはその盛時のノビシヤドや会堂・僧院・礼拝堂等は、その趾だにも記していない。キリスト教都市としての臼杵は宗麟の死によって衰頹の氣運に向い、次いで秀吉の禁教令により壊滅して姿を没した。残された臼杵は、天文以来の外国貿易の港町としてのそれであった。

大友宗麟時代のキリシタン都市としての臼杵は、ヤソ会士の通信その他の諸書によって喧伝されている。しかし貿易港としての臼杵については、江戸時代の後世的記録ないしは伝説的説話を中心として、その正確な姿を知り得るものは少なかったと云つてよい。今この検地帳によって、大友氏最後の年の姿をある程度素描し得るようになったことは、筆者にとつてはうれしいことであつた。しかし以上の分析にはなお粗雑な所があり、現地について調査すべき問題が多々残されており、かつまた筆者の割愛した問題も少なくない。これらについては、先学や現地の人々の示教を得て今後さらに研究を続けなければならぬ。

以上大友時代末期の臼杵の歴史は、中世から近世初頭にかけての日本歴史の急激な流れに連なっている。大友(原)親家(ドン・セバスタン)や田原親虎(ドン・シマン)・大友宗麟(ドン・フランシスコ)及び彼等をめぐる人々、幾人とも数えきれないキリシタン達の燃した信仰の熱情は、幾多の殉教者や隠れキリシタンとなって史上に明滅するだけである。それらを背後に隠した臼杵は、当分なお港町として発展するであろう。しかし福原直高・太田一吉に続いて、慶長五年(二六〇〇)稻葉貞通が入部し幕藩体制が確立するに伴って、港町は急激に城下町に転化する。寛永の鎖国令は、いよいよこの方向を決定づけるであろう。城下町の整備は急激に人口の増大を結果したが、かつて世界史に直接連なった臼杵は、豊後一小藩の城下町兼港町として矮小化される。外国貿易時代の気宇宏大な商人はなくなり、自由闊達な臼杵はこのようにして近世的封建都市に移り変って行くのである。

(津久見市津久見浦田町一一九六番地)

追記 その後中屋宗悦につき臼杵に行き調査した所、豊屋町紙扇屋渡辺家(当主茂三郎氏)がその後であることが判明した。当家には元禄頃の萬覚帳があり、中屋得弥太・喜平治・庄左衛門・武八等の同族がいたことが判る。渡辺氏は現市長堀氏の家から出て断絶した中屋を嗣いだもので、血統的には中屋氏とはつながってはいない。同家の記録によれば、宗悦はもと三重町深田村に居住したことがあり、その子孫は帰農して元禄頃まで続いているとある。臼杵来住は何時頃であるかも不明であるが、マリヤ観音らしきものを伝えている点から見て、中屋氏の後であることは間違いない。本文中の府内中屋の出店説には疑問があり、本店を臼杵に移したものと考えられる節もあるが、詳細は蒐集した史料の検討をまちのちの機会に譲る。